

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例（平成28年亀岡市条例第50号）
の内容

平成28年12月23日施行

亀岡市議会基本条例第24条に基づく条例の検証及び見直しの検討の結果、
下記事項について、条例の一部改正を行いました。

（改正事項）

（1）「政策研究会」の条を加え、以下の内容を規定する。

議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行う
ため、政策研究会を結成することができること。

政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会
活動に反映するよう努めること。

（2）議員の質問権としての「閉会中の文書質問」を、議会の調査権としての
「文書質問」に改める。